



令和元年 9月12日(木)  
(2019年)

No. 15012 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971  
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆最近の欧州における知財動向概要……………(1)

# 最近の欧州における知財動向概要

日本貿易振興機構(JETRO) デュッセルドルフ事務所

知的財産部長 小太刀 慶明

知的財産副部長 丹治 和幸

プロジェクトコーディネータ

マリウス・パルツ

はじめに

2019年2月1日、日EU経済連携協定(EPA)が発効し、日欧間の経済的な結びつきが今後ますます強化されて貿易・投資の促進につながるものと期待されている。他方、英国の欧州連合からの離脱

(Brexit)を巡る動き等、欧州域内の情勢は混沌の度を深めているところでもある。このような中において、Horizon 2020など、欧州のイノベーション推進政策は着々と進められてきており、日本のユーザにとって知的財産分野における欧州の動向への関心も

## 知的財産の内外権利化と権利行使

# プライムワークス国際特許事務所

PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子】

弁理士 \*森下 賢樹  
弁理士 \*村田 雄祐  
弁理士 青木 武司  
弁理士 \*真家 大樹  
弁理士 菅野 茂  
弁理士 山本 泰  
弁理士 高田 寛人

業務専任 村上 雄一

弁理士 小澤 勝己  
弁理士 吉川 太郎

【化学・材料・バイオ】

弁理士 小澤 一郎  
弁理士 田中 康夫  
弁理士 吉澤 大輔  
弁理士 \*野田 裕子

【機械・制御】

弁理士 \*三木 友由  
弁理士 富所 輝観夫  
弁理士 月成 俊介  
弁理士 吉田 浩久  
弁理士 岩井 広  
弁理士 中田 洋二  
弁理士 吉野 亮平

【通信】

弁理士 \*宗田 悟志  
【商標】  
弁理士 長谷川 綱樹  
弁理士 \*木村 純平  
【法務】  
弁理士(顧問) 横井 康真  
中国弁理士 張 嵩  
米国特許弁理士(顧問) クレア ツオップ

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-11-12 グリュック代官山  
TEL 03-3461-3687 FAX 03-3461-3688 URL: <http://www.primeworks-ip.com/>

\*付記弁理士(侵害訴訟代理権付記)

また高まっている。そこで、本稿では、ここ最近の欧州の知財動向の概要についてご報告したい。

## BREXITの知財制度への影響

英国では、2016年6月23日に同国のEU離脱是非を問う国民投票が行われ、その結果、離脱賛成票が反対票をわずかながら上回って所謂Brexitが決定された。2017年3月29日には、英国政府がリスボン条約第50条に基づく通知を行い、2019年3月29日午後11時をもって英国がEUを離脱することが予定された。その後、報道等で周知のとおり、EU-英国間の交渉、英国政府と英国議会との間の離脱合意案を巡る膠着状態、メイ首相の退陣とジョンソン新首相の就任など、状況は目まぐるしく変化しているが、今もなお合意なき離脱(No Brexit Deal)となるのか否かも不透明なまま、Brexitは2019年10月末まで延期されている。

知的財産分野においてはBrexitに向けた準備が粛々と進められている。既報のとおり、欧州特許庁(EPO)、英国知的財産庁(UKIPO)、欧州委員会は、Brexitによりユーザの権利が害されることのないようにするための取り組みについて、数々のアナウンスを行ってきているが<sup>1</sup>、ここでは、この1年ほどの間の動きをまとめてみたい。2018年9月、英国政府は、No Brexit Dealにおける知的財産関係のガイダンス文書を公表した<sup>2</sup>。当ガイダンス文書では、離脱協定の合意がなかった場合を含め、英国のEU離脱に係るあらゆるシナリオについて準備する必要があるなどとして、①特許、②商標及び意匠、③知的財産権の消尽、④著作権という4つのガイダンス文書を公表している。このうち、特許については、EUレベルの法令に基づくものはそれほど多くないが<sup>3</sup>、補充的保護証明書(SPC: Supplementary Protection Certificates)に係る制度が英国特許法でも担保され、EU離脱後も維持されることが示されている。また、欧州単一効特許(UP: Unitary Patent)及び統一特許裁判所(UPC: Unified Patent Court)協定に関しては、(後述のとおり、両枠組みはドイツのUPC協定批准を待って発効することとなる場合、)UPC協定が施行されていない場合(シナリオ1)と施行された場合(シナリオ2)に分け、シナリオ1については、UPC制度が開始されていない状況であり英国企業に特段の影響を与えないこと、シナリオ2については、仮に英国がUP及びUPCの枠組みから離脱することとなった場合には、英国内でUP及びUPCの制度が利用できないこと等が示されてい

る。商標及び意匠については、既存の登録EU商標及び登録共同体意匠が、Brexit後も最小限の負担で同等の英国の権利を付与することによって引き続き英国内で保護され、権利行使可能であり続けることを確保するとしている。また、EU離脱時点で出願係属中となっているEU商標出願及び登録共同体意匠出願については、EU離脱日から9月以内はEU出願日を維持した形で英国内において同等の権利保護を求めて出願することを可能とすること、既存の非登録共同体意匠については、Brexit後も引き続き英国内で保護され、権利行使可能であり続けることを確保するとともに、英国における非登録意匠の権利(補充的非登録意匠権)を新設すること等が示されている。知的財産権の消尽について、欧州経済領域(EEA)から英国内への並行輸入については、英国がEEAにおける知的財産権の消尽を継続して認めることから、これまでと同様に知的財産権の消尽が認められるとしている。一方、英国からEEA内への並行輸入は(英国がEEAの枠組みにも残留しないことを念頭に)知的財産権の消尽が認められないこと等が示されている。著作権については、EUレベルの法令があるところ、Brexit後、EU指令で規定されるデータベース権(EUだけでなくEEAも対象)に関して(英国がEEAの枠組みにも残留しないことを念頭に)EEA加盟国が英国国民や英国企業に対してデータベース権を認める義務はないことから、英国でデータベースを有する英国国民や英国企業はEEA内でデータベース権を行使できないこと等が示されている。2018年11月には、英国政府と欧州委員会とが交渉官レベルで合意した離脱協定案が公表されたが、その中でも知的財産についての定めがある(離脱協定案第54条～第61条)。これによれば、EU商標、共同体意匠、共同体植物品種権に関し、移行期間(離脱協定案中では2020年12月31日までとされた)終了日までにこれらの権利を既に保有していた場合、それらは移行期間終了後も出願等の手続及び費用を何ら求められることなく英国内で権利行使可能な対応する権利として引き続き保護されなければならない等が規定されている。ただし、この離脱協定案は英国議会により再三否決されるなど、現時点ではこの案が今後どのように取り扱われるのか不透明となっている。

2019年1月には、英国知的財産庁が、知的財産と英国のEU離脱(IP and Brexit)に関するガイダンス文書を公表している<sup>4</sup>。同文書においても、商標、意匠、特許、著作権について、Brexitに係る対応に